

会議の名称	平成24年度第1回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成24年8月21日(火)午後6時30分～8時00分				
開催場所	東村山市役所北庁舎1階 第1会議室				
出席者及び欠席者	出席者： (委員) 嶋田節男会長・中川勝委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員 (市事務局) 當間総務部長・根建総務部次長・清水総務課長・湯浅情報公開係長・星情報公開係主事 欠席者：臼井雅子委員・佐藤佳弘委員・森聡委員				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	1. 情報公開制度(平成24年2月～平成24年7月分)の運用状況報告 2. その他				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・星 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
<p>総務課長  本日はお忙しい中、また、暑い中お集まりいただきありがとうございます。本日3名の委員がご欠席となっております。定足数は満たしておりますので、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>4月に事務局の人事異動がありましたので、開催の前に紹介だけさせていただきます。まず、前任の増田総務部長が定年退職しまして、新たに教育部より當間総務部長が着任しております。また、清遠総務部次長が資源循環部に異動しまして、教育部庶務課より根建総務部次長が着任しております。また、情報公開係主任の湯浅が4月より昇任し情報公開係長になっております。</p> <p>総務部長  部長の當間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>総務部次長  教育委員会から参りました根建と申します。改めてお世話になりますが、よろしく申し上げます。</p> <p>情報公開係長  係長となりましたので心新たに頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>総務課長  ここからは会長に進行をお願いいたします。</p> <p>嶋田会長  傍聴者の確認をお願いします。</p> <p>情報公開係長  傍聴者はいらっしゃいません。</p> <p>嶋田会長  傍聴者ゼロということですが開始いたします。今回は平成24年2月から7月ま</p>					

での情報公開制度の運用状況を報告いただきまして、質疑を行いたいと思います。

#### (1) 情報公開制度の運用状況報告

配布資料「東村山市情報公開制度運用状況(平成24年2月～平成24年7月分)」により、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する。

##### 情報公開係長

資料の1ページ目、「情報公開請求件数」をご覧ください。平成24年2月から7月の累計が書いてあります。「出された請求書の枚数」である「請求数」は16件。そのうち、市民の方からの請求である義務的請求が11件で約7割、市外の方からの任意的申出が5件で約3割です。1枚の請求書で複数の課に請求できるので、所管課別で数えた請求件数の方が多くなり17件です。決定の内訳は、全部公開が3件で17.6%、部分公開が11件で64.7%、書類は存在しますが公開できないという非公開は0件、文書不存在による非公開とその文書があるか無いかも答えできない存否応答拒否決定がそれぞれ1件、それに取下げが1件です。

参考までに前年の同時期(23年2月から7月まで)は所管課別でカウントした請求件数が39件で、今回の17件の倍以上でした。6月にお送りした23年度の運用状況報告書に書いたとおり、平成20年度の129件をピークに年々情報公開の請求数は減っており、23年度は年度全体で53件と平成11年度の条例施行以来2番目に少ない数でした。今年度も、8月もまだ2件しか請求がありませんので、このペースだと年度全体の請求件数は30件程度ではないかと思います。

減少の原因ははっきり分かりませんが、現在、秋水園のリサイクルセンター建設に関する直接請求はあるのですが、東村山駅西口再開発のときほど市民全体の大きな話題にはなっていないことや、保育園民営化など生活に直結して市民の方の関心が高い問題が比較的少なかったこと、また、ここ数年の間にこれまでは情報公開請求がないと市が公開していなかった資料が、情報コーナーや市ホームページで閲覧できるようになったことが影響しているのではないかと思います。また、個人的に影響を感じるのは、ここ数年でtwitterやフェイスブック、ブログなどが普及し、市民の方が議会や審議会を傍聴に行き、現在市で起こっていることや問題になっていることについて自分で情報発信したり、他の人が書いたブログなどからリアルタイムで情報を仕入れたり、情報を交換できるようになったことです。そこから情報を得られるので情報公開請求が減っているという面もあるのではと考えています。

2ページをご覧ください。「所管別内訳」では施設課が6件と約35%を占めています。このうち4件が、平成26年の稼働をめどに市が計画している「秋水園リサイクルセンターの整備計画」に関連した請求でした。他は10課にそれぞればらばらに1～2件の請求がありました。

～以下、運用状況の「5 情報公開請求の状況」から抜粋ケースを読みあげて報告し、質疑応答を行う。～

##### 情報公開係長

3ページをご覧ください。情報公開請求の状況をご説明します。いつも通り全部公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者の印影」だけのものは説明を省略します。

No.48、50、51、53は秋水園リサイクルセンターに関する情報公開請求です。秋水園リサイクルセンターについて簡単に状況を説明します。

現在、びん・かん・ペットボトルについては秋水園のなかにあるリサイクル作業場で中間処理をしているのですが、この施設が平成元年に建設した施設でかなり老朽化していること、また、びん・かんの選別作業時に出る騒音が東京都の騒音基準値を越えているという問題があります。その改善のために秋水園内に新しくリサイクルセンターを建設する計画を市がたてたのですが、当初の事業費の見込が23～24億円とかなり大きなものであり、また、リサイクルセンターを新たに建設することで、ゴミ処理施設が長期に秋津町に固定化することに対する周辺住民の方の反発等がございました。そのため、幾度か計画変更をして事業費を精査して約12億円まで減額し、平成24年1月末から3月にかけての市議会の環境建設委員会では、びん・かん・ペットボトルの処理を外部委託できないか等が議論されました。最終的にはペットボトルのみを外部委託することが市の方針として決まり、びん・かんは秋水園リサイクルセンターで処理するという内容で、平成24年3月定例会で予算案が可決されました。今後、建設工事の入札・契約まで進むと、その段階でさらに精査して事業費の額は下がると見込んでいます。

しかし8月7日に市民の方から「センターの建設について市民の賛否を問う住民投票条例制定請求書」が約5,700名の市民の方の有効署名とともに出され、8月23日から始まる臨時議会で、この条例案の可否が審議されることになっています。そういった背景のもと、このような請求が出てきている状況です。

No.48は、「秋水園リサイクルセンター発注仕様書とそれに対する見積書に関する書類の全部」と、「A社へのびん・かん・ペット処理費の見積依頼に関する書類一切」が請求されています。この発注仕様書ですが、特殊な契約方式なので説明しますと、リサイクルセンターのような廃棄物処理施設を自治体が発注する場合、大規模で複雑な施設であること、特殊技術が多く使われることから、「性能発注方式」という発注方式が多く採用されます。契約を受注したメーカーに「施設の設計と施工の両方」を行わせる契約です。通常の施設建設、例えば学校の建設などでは設計は発注者の市が行いますので、その点が違うところです。

性能発注方式ではまず、市が「見積発注用の仕様書」を作ります。これは、施設を作る能力のあるメーカー複数社に、この施設を造るとしたらどんな設計でいくらくらいで作れるか、見積書と設計図書（図面）の作成を依頼するためのものです。施設建設を請け負うことを希望するメーカーは、依頼にこたえて設計図書等を作り提出します。設計図書等が提出されたら、市は各社の内容を比較検討し、特定のメーカーに偏ることなく各社の見積設計内容と設計レベルを出来るだけ統一して、「入札用の発注仕様書」を作ります。最終的な施設建設工事の入札は、この「入札用の発注仕様書」をもとに行います。

当市のリサイクルセンターも性能発注方式をとっています。23年10月に、市から発注仕様書作成業務を（株）エスイイシイという設計コンサルタント会社に委託しました。エスイイシイが「見積発注用の仕様書」を6社に示して建設工事見積書と設計図書の提出を依頼し、6社のうち5社から提出がありました。それを取りまとめて市に報告したのが「公開した文書名」欄のア、イの文書です。

アの文書には6社への見積書等提出の依頼文書、見積発注用の仕様書、5社から出された見積書と設計図書（図面）がついており、請求者が求めている発注仕様書とはこの「見積発注用の仕様書」です。5社から出された見積書の内容や金額は公開しましたが、「業者名」は、公開するとその業者がセンター建設工事の受注を目指しているという営業活動上の秘密が明らかになってしまうため、法人情報に該当し非公開としました。「見積発注用の仕様書」は公開していますが、その「添付資料である図面類と解体撤去工事設計書」は図面が詳細であるため、今後市が発注する施設建設の予定価格や設計内訳が推測され、情報を得た者が契約に有利になるなど不

当な利益を得るおそれがあるとともに公正な契約執行に支障が生じるため、行政運営情報イ及びエに該当して非公開としました。「5社が作成した見積設計図書」も、各社のノウハウや企業秘密が記載されているため法人情報で非公開です。

No. 48でもうひとつ請求されている「A社へのびん・かん・ペット処理費の見積もり依頼に関する書類一切」に対しては、ウ、エ、オの文書を公開しています。この中で非公開にしたのは、法人の代表者印影のみです。

次に6ページのNo. 50です。1、2の2種類の文書が請求されました。1の「起債」というのは、施設建設など資金がたくさん必要な事業を行う際に、資金調達のために自治体が債券を発行してお金を借り入れることです。「起債の償還計画」については、リサイクルセンター建設事業が正式に決定して実施されるときに初めて具体的に作成するものであり、請求時点では作成していないため文書不存在で非公開決定となりました。財政課にも確認したところ、建設工事の入札とその後の契約締結が終わって業者に支払う契約金額が確定し、その後、国からの交付金の額も確定して初めてどれだけ起債をおこなう必要があるか正確にわかるので、そこで確定した起債の金額に対して償還計画を作るそうです。償還計画ができるのは、このまま事業が進めば今年度末ごろになるのではという話でした。

2の「びん・かん・ペットボトルの処理見積書」というのはNo. 48と似ていますが、48は市からの見積依頼に関する文書の請求でしたが、こちらは業者から出された見積書も含めての請求です。ア、イの見積書のほか、ウからキまでの市の文書を公開しています。ウ、エ、オはNo. 48で公開した文書と同じです。No. 48の請求日から今回の請求日までの間にカ、キの起案書が新たに作られたので、追加して公開しています。

No. 51も起債の償還計画の請求です。こちらは21年3月に市が発行した『リサイクルセンター整備基本計画報告書』のなかに財源計画がのっており、起債の額も書かれているので、その償還計画を公開してほしいというものです。リサイクルセンター建設事業の財源は、国からの交付金、借金である起債、市の一般財源でまかなく、起債でまかなくてよい割合（充当率）は総務省で決められています。廃棄物処理施設の建設なら、例えば国の交付金対象事業費の90%までなら起債でまかなくてよいというようになっています。国からの交付金も、事業費の3分の1までというように上限が決められています。『リサイクルセンター整備基本計画報告書』にのっている財源計画は、交付金と起債の額を上限額や充当率に応じて割りつけて、報告書作成当時に見込んでいた総事業費24億円のうち国からの交付金はいくらで、起債で借金をするのがいくら、残りのいくらを一般財源から支出するという内訳を出したものです。この時点では、具体的に年にいくらずつ返還していくという起債の償還計画までは作成していないため、文書不存在で非公開決定となりました。

No. 53は議員の方からの請求です。請求翌日に、議員には議会資料として請求した文書が配られると施設課からご本人に連絡があり、取下げになりました。

No. 1、ここから24年度になります。

24年度から市民スポーツセンターの管理運営を指定管理者が行うことになり、東京ドームグループが指定管理者に選ばれたのですが、この選定の際の事業提案書とプレゼンテーションの資料を公開してほしいという請求です。公開対象となる文書のなかにノウハウなどに当たり公開されては困る部分があるか、市民スポーツ課から東京ドームグループに確認したところ、選手や企業にスポーツセンターにきてもらいスポーツ教室などの事業展開ができるといった、自社の取引先の個人や企業名がわかる部分は公にされると法人の営業上支障があるとの回答で、この部分は法人情報で非公開にしました。No. 3も同じです。

No. 6 は、秋津駅南口のまちづくりに関して再開発に関する課題の抽出やまちづくり手法の検討業務を(株)昭和に業務委託しているのですが、その報告書を公開してほしいという請求です。イの22年度の報告書のみ部分公開にしました。イには、複数の自治体の例を挙げて、再開発がうまく進んでいるか、それとも暗礁にのりあげているのか、その場合の問題点は何かなどをまとめて報告したページがあります。この情報は(株)昭和が「自治体名を公開してもよい」と了承を得たうえで集めたものではなく、東村山市の内部のみで使われるという判断で持っている情報を報告書にまとめて提出したものでした。(株)昭和に公開すると支障があるか確認したところ、「うまくいっていない例としてあげた自治体名を東村山市の内部以外に公開されては困る」との回答だったので、該当する自治体の名前がわかる部分のみ非公開とし、なぜうまくいっていないのかという内容が分かる部分は公開しました。非公開理由は、公開すると東村山市と受託者である昭和との信頼関係が損なわれる行政運営情報に該当するとの判断です。

No. 7 は、特定の人物の名前をあげて、その人物が市議会を傍聴していたかどうかとその頻度を知りたいというものです。請求者は市外にお住まいの方で、裁判に使うためにこの情報がほしいということでした。市議会の傍聴記録は、例えば他の自治体の職員が業務として傍聴に来ていた場合などを除き、基本的にプライベートな事柄ですので個人情報にあたり公開できません。請求者のあげた人物は元東村山警察署副署長とありますが、平成22年度以前に退職しているということで22、23年度にもし傍聴していたとしてもそれは業務としてではなくプライベートになります。このため、請求に来た時点で請求者に「請求しても個人情報なので傍聴したかどうかは答えられない」とお話ししましたが、「それでも請求書は出すので、情報を出せないというならその旨の決定通知書がほしい」とおっしゃって請求されました。非公開決定ではなく存否応答拒否決定としたのは、非公開決定とした場合、「その人が傍聴した記録は存在するが、個人情報なので公開できない」という意味の決定になるので、これでは傍聴したことがあると伝えることになってしまうためです。そこで、記録の有無自体お答えできませんという存否応答拒否決定としました。

No. 8 は、今年度市民表彰をうけた特定の人物をあげて、その方が選考された基準を知りたいというものです。表彰を受けた方の氏名と住所（市内の方は町名まで、市外の方は市町村名まで）は5月15日号市報の1面で公表されています。請求者は市報をみてその方が市民表彰を受けた事を知り、選考された基準を知りたいということでした。市民表彰については東村山市表彰条例及びその施行規則があり、例えば「自治会長を12年以上勤めた場合」など選考基準が表で載っています。請求に来られたときにそれをお見せしたのですが、もっと詳しい経緯を知りたいということで請求されました。該当する方は市の生活文化課から表彰候補者として推薦を受け、表彰審査会という市の附属機関で審議を経たうえで表彰がきまった方なので、生活文化課と市民表彰の所管課である秘書課の2課から文書を公開しています。秘書課のア、イの文書については、市報で公開されている氏名と住所の一部は公開し、それ以外の住所の詳細、電話番号、生年月日、年齢は個人情報で非公開にしました。また、この方が表彰されたのはある団体における活動を長く続けられたことによるものでしたが、推薦書の略歴の中に表彰事由とは関係のない以前の勤務先名・勤務期間・在職年数が書かれていたため、これも個人情報で非公開としました。イの文書には、ある課から一度推薦書を出しましたが何らかの理由により推薦を取り下げた個人及び団体の名前が入っていました。これを公開すると、例えば「表彰基準に1年満たないので今回は 氏は取り下げる」と書いてあれば、来年はこの人が表彰されるだろうといった、次回以降の推薦の可能性についてあらかじめ判断されてしまうおそれがあり、公正な表彰者の選考に支障が生じるため、行政運営情報に

該当し非公開としました。

今回の運用状況の報告は以上です。

会長

それでは委員から質問およびご意見はございませんか。

中川委員

No. 4 8の「部分公開又は非公開とした部分と理由」欄にある「秋水園リサイクルセンター建設工事見積用発注仕様書の添付資料である図面」、この見積用発注仕様書とは(株)エスイイシイが作ったものですか。

情報公開係長

市から(株)エスイイシイにこういうものを作ってくださいと委託して作られたものです。

中川委員

それに対して5社から具体的な見積書や図面が出てくるということですね。非公開にした「添付資料である図面類」は、5社が見積書に添付したものですか。

情報公開係長

非公開にした図面類は、(株)エスイイシイに渡した資料です。

事務局注：審議会終了後施設課に確認したところ、下線部の回答には誤りがありました。以下の議論にも関連する部分ですのでそのまま残しておきますが、正しい回答は「非公開にした図面類は、市が(株)エスイイシイに貸与したものに基づいて、(株)エスイイシイが作成した資料です。」となります。

中川委員

市が(株)エスイイシイに渡して、(株)エスイイシイから5社にこの資料に基づいて検討してくださいよということで渡された資料ですね。

情報公開係長

そうです。

中川委員

これは公開できない資料ですか。

情報公開係長

リサイクルセンターを所管する施設課に、公開することで支障があるか聞いてみたところ、今後行う建設工事の設計金額や内容が推測されてしまい、公正な契約に支障が生じるとのことでした。

中川委員

この図面は現在の秋水園の設備の状態を示す資料ですか。

情報公開係長

現在の状態ではなく、この時点で市が考えている秋水園リサイクルセンターを新たに作る場合の計画の内容になります。

中川委員

業者が作った物とは関係ない、市の考え方を表した資料になるのですね。

情報公開係長

そうです。

中川委員

それは公開できないのですか。

情報公開係長

建設工事の発注が終わった時点では図面も公開するのですが、この時点では公開できません。

中川委員

あくまでも、こういうことを現在検討しているということを示すだけであれば、公開することに支障があるのか疑問です。逆に公開した方が、市の考え方がよくわかっていいのではないかと思います。市としては、今リサイクルセンターについて市民から色々いわれているので、あまり詳しく知って欲しくないというのはあるかもしれませんが。

会長

この非公開は、係長の説明のように、情報公開請求をして事前に情報を得た業者と得られなかった業者の不公平感をなくすためではないでしょうか。

情報公開係長

そうです。

中川委員

見積を出した5社がこれから受注するかも決まっていませんし、受注しない場合もありますよね。そうすると、むしろ情報を公開した方が公平ではないですか。

例えば、5社以外の計画について問い合わせを受けていない業者が知っても別に問題ないと思いますし、公平ということを用いるのであれば、5社にお願いしたときに、5社以外は知らないということになると、むしろ、5社以外の会社への差別になると思います。

総務部長

この時点では意思形成過程で、市の意思が最終的に固まっていない情報であるということも非公開理由にあります。まだ決まっていない情報が独り歩きしてしまうことを市としては避けたいということがあり、また、今後の受注における競争性を担保する上でまだ出せないということもあります。

中川委員

施設を建設するに当たり色々なケーススタディをしているときのまさに一案ということになりますよね。だから、事前の決まっていない情報を流すということが混乱を起こすということであれば理解できます。しかし、最近リサイクルセンターの計画をホームページで見たのですが、結構細かな資料も公開されています。それから考えるとなぜこれは公開できないのかと、非常に不思議に思いました。もちろん、請求があった時点では公開できなかったというのものもあるかもしれませんが。

しかしそれにしても、見積用の発注仕様書自体がそういう段階で公開できないというのはわかりますが、見積用の発注仕様書を公開している以上は秋水園の配置図などはほとんど影響がない資料のはずで、どうしてそこにこだわるのかなと疑問に感じます。

情報公開係長

私は実際に公開した見積用の発注仕様書を見ているのですが、普通の建築工事の仕様書のように、必要な部品の種類や数まで詳細に書いてあるものではなく、1日何トンぐらいのごみをこのような処理ができる施設仕様にしてください、といった大まかな仕様書でしたので公開できると判断しました。

施設課は、添付資料だけでなく見積用の発注仕様書も非公開にするという考えを最初はもっていました。ただ、見積用の発注仕様書の中身を情報公開係で見たところ、詳細な内容ではなく概略しか書いていなかったため、これを非公開にする意味はあまりないのではないかと意見し、最終的に仕様書は公開することにしたのですが、図面は詳細に書いてありましたので公開できないと判断しました。

中川委員

私個人としては添付の書類についても出せない資料ではないと思います。先ほども申し上げましたが、現在は検討過程なので見積用の発注仕様書を含めて全部出せ

ないというなら、その方が分かりやすいです。

図面が詳細だから公開できないということですが、詳細であっても公開できる資料もありますし、判断するポイントがずれているように思います。

会長

(株)エスイイシイが見積用の発注仕様書として作った物については公開していますね。しかし、仕様書としてまとめる途中のものである図面については出していません。市としては、検討途中なので全部公開しない方がいいという観点ではなく、検討途中であっても情報公開はできるだけ積極的にしていこうということで仕様書は出したと。情報公開係長としてはそういう解釈でしょうか。

中川委員

公開すると検討過程なので混乱を起こすから公開しないというのはわかりますが、同じく検討過程である見積用の発注仕様書は公開しておいて、それに添付された現況を表すだけの図面を公開しないというのはやはり疑問です。公開しなかった地質断面図などは設備の設計をするときの基本情報ですよ。そういうものは公開できたはずだというのが私の意見です。例えば、市役所を改装する際に、改装するときの仕様書と建物を表す図面をわけて、仕様書は公開できるが、「現在市役所はこういう建物です。」という図面を公開できないということではないでしょうか。そうすると疑問に思います。

情報公開係長

ご意見をいただいて、委員の考え方が市の判断と違うというのはわかりました。私からはこれ以上の説明は申し上げられないので、施設課に連絡して再度非公開の理由や考え方を確認します。

会長

9ページのNo.6の「部分公開又は非公開とした部分と理由」欄には、「関係当事者間の信頼関係が損なわれる他自治体の情報」を非公開にしたと書かれていますが、先ほどの情報公開係長からの説明では、再開発がうまくいっていない自治体の名前がわかる部分は伏せたが、うまくいっていない理由などの内容が書かれたところは公開しているということでした。この書き方ではそう読み取れないので、表現を変えた方がよいと思います。他自治体でどんなことで失敗しているか、その情報は市民に公開されているということが重要だと思います。

情報公開係長

非公開にした部分を「関係当事者間の信頼関係が損なわれる他自治体の情報」としか書いていないので、自治体名が分かる部分を消しただけではなくて、内容の部分も消しているように見えてしまうということですね。わかりました。

会長

No.7ですが、行政としては議会へ傍聴に行ってくださいと働きかけていますよね。現在、傍聴者の人数や年齢などを分析して公開しているのですか。

情報公開係長

傍聴者の受付のときに名前と住所を記入してもらっていますが、傍聴者の傾向を分析するとか統計を取るといった活用はしていないと聞いています。傍聴者の人数は議会事務局で把握していますが、それを例えば、ホームページに「今回は何名の方がみえました」というようには公開していません。

会長

すると議会事務局だけが把握しているということですね。なぜこのようなことを確認するかというと、マネジメント、経営目線で「これだけの人数しか傍聴していないのもっと傍聴していただく努力をしなければいけない」といった分析や努力をしているということが今のところ見えなからです。

情報公開係長

傍聴者の名前等は収集しているのですが、それを傍聴者を増やすための材料として活用しているかということそこまではいいないと思います。

会長

本会議はインターネット中継されていますよね。このアクセス数も公表していませんか。

情報公開係長

市職員はアクセス数を見ることができますが、対外的には公表されていません。

会長

存否応答拒否決定は昨年度に引き続き2回目で、ご欠席でなければ今回も佐藤委員に問題がないかコンプライアンスの観点から確認していただこうと考えていました。昨年同様のケースですので、今回も個人情報として存否応答拒否でも問題はないのかなと思います。しかし情報公開請求とは別に、行政としては積極的に議会を傍聴に来てくださいというスタンスだと思っておりますが、傍聴促進という観点からどのようなことをしているかというのが気になりました。

松原委員

今回は存否応答拒否でいいと思うのですが、議会というのは開かれたもので、どうぞ傍聴してくださいと市はしていますよね。議会の傍聴に行く私たちも、隠れてこそそそする必要はないと思います。それに、議会の様子をインターネットで公開している自治体も多い。今回は、元東村山警察署副署長という肩書があるので存否応答拒否にしたのかとも思いますが、そうでなければ確かにプライバシーということはあるのですが、議会の傍聴者の名前を伏せるというのが果たしてどこまで必要かと疑問も感じます。今回の件を公表しなければいけなかったということではないのですが、少しひっかかりました。傍聴者が何人来ているという情報は市民に公表すべきだし、私もよく傍聴に行きましたが個人的には別に名前ぐらい公開してもいいようにも感じます。

もっとも前に一度、どこかの審議会等の会議の発言委員氏名を公表するかどうかで、委員が個人攻撃をうけて発言できなくなるおそれがあるから公表しないということもあったので、内容によって異なるかなとは思いますが少しひっかかりました。

総務部長

個人名に関しては、そもそも市全体で個人情報として取り扱っているということがございます。それから議会の傍聴について、自分が傍聴していたかどうかを公開されても気になさらない方が多いかもしれませんが、どういう事情がその方にあるのか市では一切わかりませんので、その場合はプライバシー保護を優先するのが市の考え方です。傍聴人数を公開することに問題はないと思いますが、色々な背景を持った方がいて、傍聴に来た事さえ知られたくないという方も中にはおられると思いますので、ただ単に名前だけだからということで公開するという考え方は難しいと思います。ご意見としては理解できますが。

会長

審議会の意見として、傍聴者の人数や議会中継の配信のアクセス数などを市議会ニュースなどで公開し、できるだけ議会に傍聴に来てくださいという努力をしてはどうですかと伝えるのはどうでしょうか。

松原委員

それでいいと思います。

情報公開係長

傍聴者をもっと増やすための情報発信を進めてほしいというご意見でよろしいでしょうか。

松原委員

議員を選んでいきますから、議会を傍聴するというのは市民の権利でもあり義務でもあると思います。自分たちが選んだ議員がどういう活動をしているのかをきちんと見る。市はどんどん来てくださと呼びかけるだけではなく、アピールしていくことが必要だと思います。市民にとってなかなか行きにくい場所でもありますから。いろいろな市民が来ていますよというアピールとしても情報発信が必要でしょう。

情報公開係長

わかりました。議会事務局にご意見を伝えます。

中川委員

実態はそんなに大勢の傍聴者はいないのですよね。

情報公開係長

賛成反対で大きく二分しているような時には多いですが、通常は平日の日中にやるということもあり、あまりいらっしやらないです。

中川委員

インターネットの中継には結構アクセスがあるのですか。

情報公開係長

今、アクセス数の資料を持っていないのでお答えできません。

事務局注：市ホームページには各議案審議、委員長報告、質問する議員ごとに動画をわけて掲載している。平成24年8月(月間)は個々の動画にそれぞれ124～138件のアクセスがあった。

松原委員

議会の中でも委員会とかの内容によっても傍聴の人数が違いますよね。傍聴が多いところはやはり市民が関心を持っているということだと思います。

中川委員

二、三回私も傍聴しましたが、議題が知っていることならいいですけど、知らないことだといきなり聞いても理解できないものも多いですね。議案書や資料を見ながらだとわかると思うのですが。

情報公開係長

議案書は情報コーナーやホームページで公開しているのですが、よほど知っている方でないと事前にそこから印刷して持ってくるという方はあまりいらっしやらないと思います。他の方からも、その場で資料なしに聞いているとわかりづらいというご意見を頂いたことがあります。

会長

議会事務局にそういう意見も言ってはどうでしょう。インターネット中継をやるときに一緒に議案書や資料も映し出すとか。

松原委員

議会の傍聴者の資料がなくてわかりづらいというのは毎回いわれていることで、できれば資料を出してほしいと随分前からいわれています。

中川委員

インターネットで見るときに、今日はこういう資料に基づいて議論をしていますということが表示されると理解に役立ちます。

情報公開係長

議会はリアルタイムで中継されるのではなく、編集のため少し時間が経ってから(本会議終了後10日程度で)ホームページに掲載されます。ですからリアルタイムで議案資料と一緒にインターネット中継を見ることはできません。議案資料は、

24年6月から事前（通常は議会初日の一週間前）にホームページに掲載されるようになったので、動画の掲載時には議案資料も見ることができます。

中川委員

私がある証券会社のホームページを見たときに、色々説明する講師がいて、そこで使っている資料を、講師の映像と一緒に画面の操作を行えば自由に見られるシステムがありました。今はそういうものもあります。

情報公開係主事

中川委員がおっしゃっているようなビューアソフトを入れるのはまだ難しいかと思いますが、動画のページからその日の議案資料がPDFでダウンロードできると便利かもしれません。

会長

しかし、中川委員がおっしゃるような段階に入らなければいけない時期かもしれません。議会事務局にこういったところも伝えておいてください。他にありますか。

中川委員

財源計画の償還計画がないということですが、正式な償還計画というのは当然決まった後でしょうけれども、予算案を挙げるときには、予算が通ったら償還はどのようにするという数字は作らないのですか。それに大きい事業を行う際には当然、資金計画を立てますよね。そういった類のものはないのですか。一つ一つの数字を積み上げて全体でいくらといったものです。

総務部長

大まかに補助金がいくらで、起債としていくらを予定し、場合によっては基金からいくら出すという形でしか作っていません。国の補助金や起債額等の精査が済んだ段階でないと償還計画までは作りません。

会長

我々の頭には民間企業の財務構造が入っているので、行政の財務構造は分かりづらいですね。国からの補助金だとか、歳入が実際に入るのに時間的なずれなどもある中での償還計画というのが分かりづらい。

総務部長

私も財政課は経験していないので細かい業務内容までは承知していませんが、民間のように銀行から直接資金を調達するのならいいのですが、行政の場合は総務省が起債で資金調達できる比率等を決めて、市は国や都と協議をした上で初めて起債を起こすことができます。資金の借り先も、通常は何行かの金融機関の引き受けで行うことになると思います。起債できる額にも制限があるので、契約金額が確定して、実際の補助金額もある程度確定して、全て数字が確定した段階で初めてどのくらい起債できるというのが正確に出てくる。その額が出た段階で償還計画を作ると聞いています。

会長

民間の感覚ですと、予算を立てるときにこの事業にいくらかかり、いくら借り入れして、借入金をどう返していくかが決定しています。行政では当初の見込みと実際で差異が発生したりはしないのですか。

総務部長

まったく起こらないということはないと思います。償還の場合も、個人の借り入れの場合と同じように、市でも認可が出れば繰り上げ償還ができますので。

会長

そうすると、差異が出たときにそれを補正するような仕組みもあるということですね。

総務部長

民間の感覚ですと経済については自由意志の中でやっていきますが、行政の場合は地方自治法などで一定の縛りがあります。公金としての適正な運用のために相手方の選択などを自由にできないことから、かなり手続き的には複雑になります。また、その手続きを踏むことによって公金が適正に管理されるということになりますので、手続きを簡単にしてしまうとかえって不正が起こりやすい。

中川委員

例えば、10年後の東村山市の歳入と歳出はどの位見込まれているか、という質問をしたらそれは現時点で出てくるのですか。

総務部長

10年後の見込みは出てこないと思います。

中川委員

試算もしていないのですか。

総務部長

実施計画の中で財政フレームという形で3年間の歳入歳出見込みは立てますが、歳入歳出を10年先までは見越せないというのが現状です。しかし、償還計画は10年先、15年先までこういう償還でやっていきますよという計画は立てます。

中川委員

償還計画を立てても、その年の歳入が分からない状況で現実的にやっていけるのですか。そういうところが民間と異なりますね。精度の問題は別にして、そういうのを試算しておられるかと思っていたのですが、やっていないのですね。

会長

4年くらい前から財政白書を作っていますよね。

情報公開係長

財政白書は18年度決算ごろから作成しています。

会長

市も積極的に借金とか見通しとかそういうメッセージを出されるようになりましたよね。それでも3年くらいしか見込みを立てていないのですか。

総務部長

3年、それもかなり大まかな数字で立てているのが現状です。これは行政が単年度会計であるということもあると思います。

会長

10ページの表彰について。まちづくりの活性化を考えると、表彰というのはとても大切だと思います。選考基準があり、推薦、審査を経て決定となる。推薦というのは行政が推薦する、あるいは市民が推薦する他薦があると思いますが、自薦というのもあるのでしょうか。

情報公開係長

まず市民の方向けに該当する方がいたら推薦してくださいという記事を市報に出して、市役所内の各課にも該当する人がいたら課の推薦という形で出してくださいと呼びかけます。集まってきた推薦書を表彰審査会で審査することになります。表彰の条例や施行規則はホームページで見ることができます。

情報公開係主事

表彰候補者の推薦には、事務を所管する部課等の長が業績調書を市長に提出するパターンと、市民の方が推薦書を市長に提出するパターンがあります。市民の方が推薦する場合、「自己、自己の配偶者及び三親等内の親族については推薦することはできない」と表彰条例施行規則にありますので、現在は自薦はできません（平成23年3月の規則改正で自薦等を不可とする文言を追加）。

会長

制度上、市民は他薦という形なのですね。どのくらいの推薦があるのでしょうか。

情報公開係長

それは今、情報を持っていないのでお答えできません。

中川委員

表彰を受けているのはどういう方が多いのですか。

松原委員

審議会の委員を長期でやっておられる方とかですかね。

中川委員

決まった色々な団体からそれぞれ集めた人でほとんど決まっているのではないですかね。市民の方から推薦されてという事例はあるのですか。

情報公開係長

市民の方からもあります。多いのは確かに自治会長や消防団長を務めた方ですが、そうではなく、人命救助など何か善行を積んで他薦されたという方もいます。ただ、最近情報コーナーに来た市民の方からも、「せっかく表彰制度があるのだから、固定した表彰基準でなくて、もう少し柔軟な基準を作ったらどうか」というご意見がありました。例えば自治会長は8年から12年以上務めると表彰対象ですが、勤め人が増えている中で12年以上やれる方はなかなかいないので、期間を見直してはどうかともおっしゃっていました。秘書課にはご意見を伝えてあります。

会長

市民協働課ができあがって、「参加と協働」の協働の方に軸足を置きながら活性化していくのが重要になるのかもかもしれません。

中川委員

情報公開の請求が少ないという話がありましたが、近隣市でどの程度情報公開があるのかを調べましたら近隣市も多くないですね。ちょっと目についたのが福岡県久留米市のホームページに出ていた運用状況で、情報提供が年に10,978件ありましたと。それは何かというと資料を閲覧したりコピーした件数だそうです。市民参加ということを考えた場合に、情報公開請求の多い少ないとは別にこういった数字を見て、どの程度市民が市政に興味を持って接しているかというあたりがつかめるのかなという気がします。東村山ではこういう数字はとっているのですか。

情報公開係長

情報提供の数はとっていません。市政情報提供の窓口は私たち情報公開係がやっている情報コーナーという本庁舎1階の場所ですが、ここはどなたでも自由に入れて、置いてある資料は特に許可を取ったりする必要なく自由に見たりコピーを取ったりできる場所にしています。なので、1日に何人来て何冊の本を見て、どこをコピーしたというのをカウントするのは正直難しいですね。ただ、他市にも情報コーナーというのはあるのですが、市政の勉強やお仕事で近隣市の情報コーナーに行ったことがある方から、近隣市と比べて資料が充実していて使いやすいというお褒めを頂いたことはあります。

会長

どの程度利用されているかはわからないんですね。

情報公開係長

はい。

中川委員

市民が市政に興味を持って色々資料を見るというのは増えた方がいいですよ。

総務部長

正直、市として情報公開制度の利用件数が高い方がいいのか低い方がいいのかと

というのは難しい問題ですね。市の積極的な情報公表がどんどん進んでいって、公開請求を利用する必要性が少なくなっているのであれば少ない方がいいと思います。ただ、制度としては情報公開制度というのは無ければならない、どんなに請求が少なくなったとしてもやはり情報を公開するという制度はなくてはならないものです。そういう認識でいますので、請求が多いというのは市政に関心が高い市民の方が多いとも言えますので、できれば多くの市民の方に利用してもらいたいと思っています。

松原委員

文書の不存在がだいぶ減りましたね。前は不存在による非公開決定が多くて、またかという感じだったのですが。

会長

そうですね。それから細かい話で申し訳ないけれど No. 53 の備考欄 5 行目の「情報提供が行われる」の前に「議会に」という言葉を入れた方が分かりやすいと思います。

情報公開係長

わかりました。

会長

運用状況について他にいかがですか。よろしいですか。では、No. 48 の施設課の部分公開について事務局に後日確認をお願いします。ありがとうございました。

## (2) その他

### ・ 前回の審議会で委員から出たご意見について

情報公開係長

前回意見を頂いた件について所管課に確認しましたのでご説明します。会長から、例えば秋水園で大きな事故が起こって周りに住んでいる方に影響が出るような事態になったときに、どの時点で、どのくらい大きな事故だったら市民に公表するというような情報公表のルールはあるのか、無ければそういったものを作った方がいいのではないかというご意見がありました。そういうご意見があったということを秋水園の施設課に伝えるとともに、情報公表のルールがあるかを聞いたところ、具体的に作ってはいないということでした。ただ、何らかのいつもとは違う状況や事故が起こった場合には必ずすぐに連絡するようということ、所管の係長、課長等の連絡先は現場の壁に貼ってあり、直後に連絡できるという体制は以前から取れているそうです。連絡が来たら市の中で課長から部長、内容の重要性によっては市長まで報告するのですが、ではどういう内容だったら市民に公表していくかはこれまでケースバイケースで案件の重要性で判断してきていて、具体的な基準作りはできていないということでした。

会長

全国の焼却場の色々な事故を調べていくと、ある程度のガイドラインが作れるのではないかと思います。以前に秋水園に見学に行ったのですが、においや音の問題などすごく地域の人に負担を強いているという状態を目の当たりにして、地域の人への情報公表は大切だと、過去の事例からガイドラインができるのではないかなと思いました。担当者の良識に任せているというのは日本人的でありよろしくないし、事例を集めて作る努力をされたらどうかと思いますね。時間もかかるでしょうが、そうすることによって地域の方の安心感は増えます。

情報公開係長

それは重ねての審議会の意見として、もう一度秋水園に伝えます。

会長

大変だと思いますが、それが市民を大事にするとか人を大事にするということにつながってくると思います。では、今日はこれまでに終了します。

以上